

岐阜県公報

目次

岐阜県の人事行政の運営等の状況

(人 事 課)

ページ

号外 (一) 平成二十三年 九月三十日

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岐阜県条例第4号）第6条の規定により、岐阜県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成23年9月30日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日）（休日）（休日に当たる）（ときは翌日）

平成二十三年九月三十日

一 人事行政の運営の状況

1 任用の状況

(1) 採用の状況

平成 22 年度に「各任命権者において人事委員会へ採用試験実施を依頼した職種」及び「各任命権者において選考を実施した職種（例：任期付職員、看護師、獣医師等）」についての採用状況です。（ただし、採用者数については、人事交流等により、合格後他の任命権者に配属された者も、試験実施依頼または選考を実施した任命権者欄に記載しています。）

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数
知 事	大学卒程度	行政	306	16	12
		行政（福祉）	26	2	1
		農学	13	1	1
		森林科学	11	1	1
		土木	23	3	3
		農業土木	7	1	1
		電気	15	3	1
		機械	5	1	1
	資格免許職	薬剤師	4	3	3
	短大・高校卒程度	事務	50	3	2
		農業	4	1	1
		林業	8	1	1
	身障対象	行政	2	0	0
		事務	1	1	1
	修士課程修了	機械	9	1	0
	獣医師	-	20	10	9
	保育士	-	8	4	4
	保健師	-	11	2	2
	看護師	-	14	9	7
	ヘリコプター操縦士	-	6	2	1
	ヘリコプター整備士	-	7	4	1
	特定任期付職員	情報	6	1	1
	一般任期付職員	職業訓練指導員	1	1	1
	育休任期付職員	獣医師	2	2	1
		言語聴覚士	2	2	1
	林政 部長	森林文化アカデミー教員	-	6	1

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数
教育 委員会	教員採用選考	小学校	7 5 8	2 9 7	2 7 6
		中学校	6 6 6	1 7 8	1 6 6
		高等学校	6 6 0	1 3 4	1 2 9
		特別支援学校	2 3 5	5 2	4 6
		理療科教諭	3	1	1
		養護教諭	1 6 2	2 2	2 0
		栄養教諭	2 7	3	3
		実習助手	5 5	1 2	9
		寄宿舍指導員	2 6	2	2
	市町村立小中学校 事務職員	-	1 4 5	2 4	1 6
警察 本部長	警察官	警察官 A (男性)	5 3 8	8 5	6 8
		警察官 A (女性)	5 4	5	3
		警察官 B (男性)	2 6 7	4 9	4 4
		警察官 B (女性)	5 1	5	4
	大学卒程度	警察行政	7 6	7	3
	短大・高校卒程度	警察事務	5 2	4	4
		少年補導職員	1 5	1	1
	採用選考	柔道又は剣道の実 科指導に従事する 職	4	3	3
		科学捜査研究所職 員(文書)	4	1	1

(注) 警察官 A 大学を卒業した方(見込みを含む。)を対象とした試験
警察官 B 上記 A の学歴以外の方を対象とした試験

(2) 昇任の状況

- ・平成 23 年 4 月 1 日付け（平成 22 年度途中を含む。）で昇任した職員数です。
- ・各任命権者別に集計しています。

区分		知事	教育委員会	監査委員	警察本部	人事委員会	国際園芸アカデミー	森林文化アカデミー
行政職等	部長級への昇任	7		1				
	次長級への昇任	16	2				1	1
	課長級への昇任	69	8		3			
	課長補佐級への昇任	125	18	2				
	主査（係長）級への昇任	111	18	1	14			
	主任級への昇任	73	18		6	1	1	
	職長等への昇任	6						
公安職	警視への昇任				20			
	警部への昇任				26			
	警部補への昇任				65			
	巡査部長への昇任				86			
教育職	学長への昇任							
	教授等への昇任							2
	准教授への昇任						1	1
	講師への昇任							
	校長への昇任		101					
	教頭への昇任		125					

(3) 職員数の状況

- ・任命権者別職員数の状況と主な増員理由です。

(各年 4 月 1 日現在)

区分	職員数			主な増減理由
	平成22年 人	平成23年 人	増減数 人	
知事	4,331	4,205	126	組織改正、事務の見直しなどによる減員
議会	28	27	1	事務の見直しによる減員
選挙管理委員会	4	4	0	
教育委員会	16,227	16,189	38	生徒数減に伴う教員配置の見直しなどによる減員
監査委員	21	21	0	
警察本部	3,858	3,856	2	事務の見直しによる減員
人事委員会	13	11	2	育児休業者の減員
国際園芸アカデミー	22	22	0	
森林文化アカデミー	23	25	2	欠員の解消に伴う増員
国際情報科学芸術アカデミー	10	7	3	生徒数減に伴う教員配置の見直しなどによる減員
合計	24,537	24,367	170	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 給与の状況

(1) 総括

人件費の状況（普通会計決算見込額）

平成 22 年度普通会計決算見込額における県の歳出額やそれに占める人件費の割合は次のとおりです。

なお、この人件費には一般行政部門の職員、小・中・高の教員、警察官等の給料、諸手当、退職手当などの他、知事、議員等の特別職の給料・報酬などを含んでいます。

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (22 年 度 末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参 考) 21 年 度 人 件 費 率
22 年 度	人 2,076,675	千 円 749,962,034	千 円 6,749,205	千 円 229,856,782	% 30.6	% 28.8

職員給与費の状況（普通会計予算）

平成 23 年度普通会計当初予算に計上された給与費の内訳と職員数は次のとおりです。職員手当には、退職手当は含まれていません。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一 人 当 た り 給 与 費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
23 年 度	人 26,291	千 円 104,570,209	千 円 17,361,905	千 円 40,091,373	千 円 162,023,487	千 円 6,163

特記事項

岐阜県の厳しい財政状況等を考慮し、特別職の報酬等及び一般職の給料に対し次のとおり減額しています。

・特別職の報酬等

区 分	措 置 内 容	措 置 期 間
知 事	月額30%を減額	平成24年3月31日まで
副知事	月額20%を減額	平成24年3月31日まで
議 長	月額20%を減額	平成24年3月31日まで
副議長	月額20%を減額	平成24年3月31日まで
議 員	月額20%を減額	平成24年3月31日まで

(知事は期末手当の15%、副知事は同手当の10%も減額)

・一般職の給料

区 分	措 置 内 容	措 置 期 間
部 長 級	月額12%を減額	平成24年3月31日まで
次長級及び課長級	月額10%を減額	平成24年3月31日まで
そ の 他 管 理 職	月額8%を減額	平成24年3月31日まで
課 長 補 佐 級	月額5%を減額	平成24年3月31日まで
そ の 他 の 職 員	月額4%を減額	平成24年3月31日まで

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

	給 料	職員手当
一般行政職	323,237円	62,685円
	385,922円（42.7歳）	
技能労務職	307,275円	38,413円
	345,688円（50.1歳）	
高等（専修） 学校教育職	368,804円	46,544円
	415,348円（43.4歳）	
小・中学校 教育職	363,840円	39,139円
	402,979円（43.2歳）	
警察職	320,325円	109,326円
	429,651円（39.5歳）	

職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		岐 阜 県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	171,648円	172,200円
	高校卒	138,720円	140,100円
技能労務職	高校卒	138,720円	-
	中学卒	127,776円	-
高等学校教育職	大学卒	191,712円	-
小・中学校教育職	大学卒	191,712円	-
警 察 職	大学卒	192,768円	192,300円
	高校卒	161,664円	161,500円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	261,096円	299,762円	334,197円
	高校卒	208,676円	260,480円	298,308円
技能労務職	高校卒	(12年) 205,536円	(14年) 231,792円	(21年) 252,336円
	中学卒	-円	-円	-円
高等（専修） 学校教育職	大学卒	304,498円	350,669円	391,352円
	高校卒	(12年) 240,000円	(16年) 278,300円	305,093円
小・中学校 教育職	大学卒	305,073円	353,395円	381,100円
	高校卒	-円	-円	-円
警 察 職	大学卒	277,067円	326,680円	357,978円
	高校卒	243,447円	292,644円	330,624円

（注） 表頭の経験年数に該当する職員が1人以下の場合は、未掲載又は近似の階層の職員の平均給料月額を記載して
います。（ ）内の数字が経験年数です。

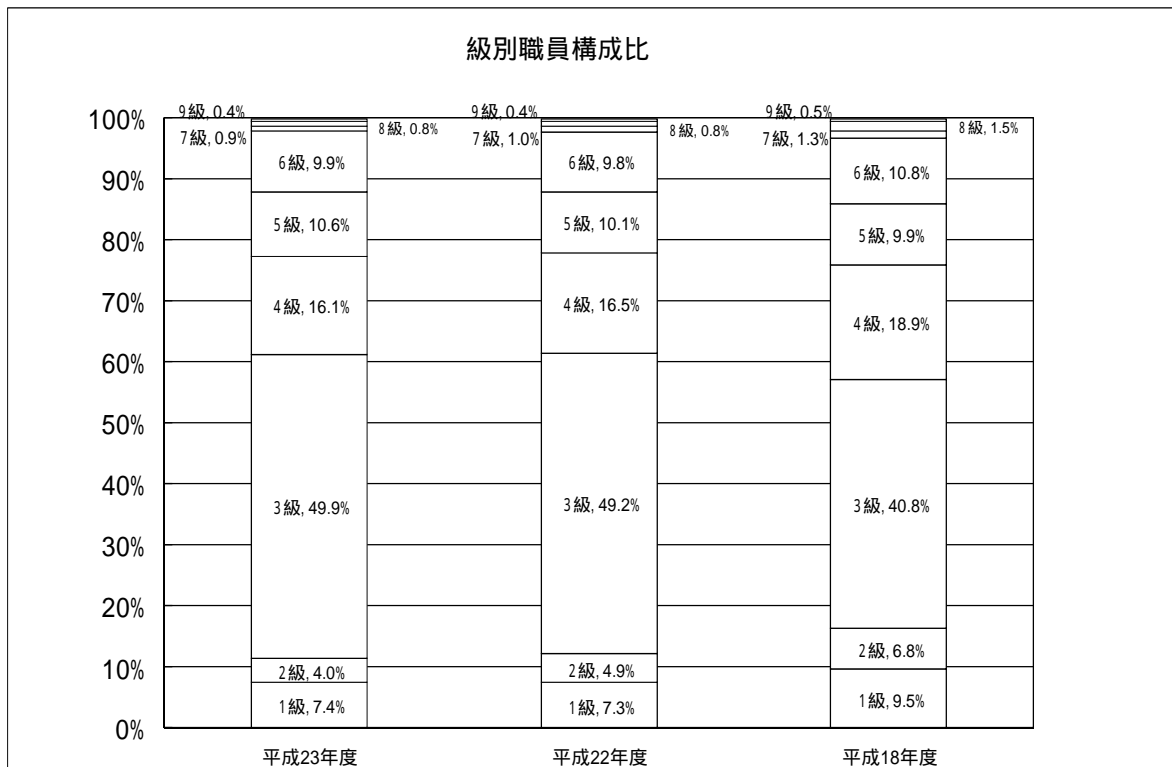
～ は全て（1） による減額後の額となります。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	20 人	0.4 %
8 級	本庁次長	39 人	0.8 %
7 級	困難な本庁課長	43 人	0.9 %
6 級	本庁課長等	473 人	9.9 %
5 級	困難な課長補佐	507 人	10.6 %
4 級	課長補佐等	772 人	16.1 %
3 級	主査等	2,391 人	49.9 %
2 級	主事又は技師	191 人	4.0 %
1 級	主事又は技師	354 人	7.4 %

- (注) 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



昇給の状況

この表は平成22年度の昇給について、昇給号給数毎の職員数を示しています。

なお、平成22年度の昇給は昇給号給数4号給を標準として行いました。

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	高等(専修) 学校教育職	小・中学校 教育職	警察職	
22 年度	職 員 数 (A)	人 23,440	人 4,917	人 236	人 4,211	人 10,636	人 3,440	
	昇給に係る職員数 (B)	人 19,817	人 3,992	人 204	人 3,691	人 9,077	人 2,853	
	号給数別内訳	1号給	281	65	2	29	90	95
		2号給	1,116	121	62	300	540	93
		3号給	709	105	1	153	351	99
		4号給	14,506	3028	126	2,676	6,684	1,992
		5号給	16	4	0	3	2	7
		6号給	1,429	296	7	268	596	262
		7号給	1,009	243	1	127	554	84
		8号給	751	130	5	135	260	221
比 率 B / A	% 84.5	% 81.2	% 86.4	% 87.7	% 85.3	% 82.9		

(注) 職員数は平成22年4月1日現在の職員数です。

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は毎年6月と12月に支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の平均支給額、支給内容は次のとおりです。

岐 阜 県			国		
1人当たり平均支給額(22年度) 1,599千円			-		
(22年度支給割合)			(22年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.6月分	1.35月分	一般職員	2.6月分	1.35月分
管理・監督職員	2.25月分	1.70月分	管理・監督職員	2.25月分	1.70月分
再任用職員	1.45月分	0.65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
役職加算	5%~20%		役職加算	5%~20%	
管理加算	15%、25%		管理加算	10%~25%	

(注) 1 管理・監督職員とは部次長級の職員をいいます。

2 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職理由に応じた支給率を乗じて計算された額に職責等に応じた調整額を加算したものが支給されます。

退職手当の支給率、1人当たりの平均支給額は次のとおりです。

岐 阜 県		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20％）		
職責等に応じた調整額加算措置（月 0～50,000 円、60 月分）		
（1人当たり平均支給額）		
自己都合：682 千円 定年・勸奨：22,803 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、民間における地域の賃金等を考慮し、人事委員会規則で定める地域区分に応じ支給されます。

地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に、勤務する地域区分の支給率を乗じた額を支給します。

地域手当の支給実績、一人当たりの平均支給月額、支給対象地域は次のとおりです。

支給実績（23 年 4 月）		127,298 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給月額（23 年 4 月）		11,535 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18 %	19 人	18 %
大阪市	15 %	1 人	15 %
名古屋市	12 %	4 人	12 %
津市	6 %	1 人	6 %
岐阜・大垣・多治見・美濃加茂等	3 %	10,989 人	3 %
医師	15 %	22 人	15 %

特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な業務に従事したときに支給されます。

特殊勤務手当の支給額は次のとおりです。

支給実績（23 年 4 月）	91,908 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額（23 年 4 月）	9,509 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23 年 4 月）	39.7%
手当の種類（手当数）	26 種類

時間外勤務手当

時間外勤務手当は正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した職員に対して支給される手当です。

支 給 実 績 (2 3 年 4 月)	243,978 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額 (23 年 4 月)	40,895 円
支 給 実 績 (2 2 年 4 月)	224,850 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額 (22 年 4 月)	38,996 円

その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

上記以外の手当は次のものがあります。

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 ・配偶者は月額 13,200 円 ・その他の扶養親族は月額 6,500 円 ・16歳から22歳の子には5,000円加算	異なる	配偶者にかかる手当について、国は 13,000 円を支給。
住居手当	借家・借間に係る手当 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額 27,000 円まで支給。 単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員 の 1/2 の額	同じ	
初任給調整手当	専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給。 医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から 35 年以内の期間にあるもの ・勤務地域に応じて支給 1種 52,500 円～365,500 円 2種 47,500 円～306,000 円 3種 37,500 円～249,100 円 4種 26,500 円～183,100 円 (参考:岐阜市は2種) に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から 5 年以内の期間にあるもの。 ・上限 2,500 円	同じ	
通勤手当	通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給。 交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額 55,000 円まで 自動車等使用者 2 km 以上 (片道) の使用者に対して距離に応じ月額 2,900 円から月額 34,900 円まで 新幹線・高速道路等利用者 異動により通勤困難となった職員に対して特急料金又は高速料金の 1/2 相当額を月額 20,000 円を限度として加算	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分 (国は 5 km 毎、岐阜県は 2 km 毎) 及びその手当額。

単身赴任 手当	異動等に伴い住居を移転しやむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給される。 ・基礎額 23,000円 ・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算する	同じ	
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されない。 ・給料表、級、区分に応じた定額 行政職 40,400円～128,900円	同じ	
特地勤務 手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4～16%)	同じ	
へき地手 当	へき地学校等に勤務する職員に支給。 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(8～25%)		
定時制通 信教育手 当	定時制又は通信制課程を置く高等学校の教職員に対し支給。 ・給料月額×支給割合(5%、管理職については4%)		
産業教育 手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する職員に支給。 ・給料月額×支給率(3～5%)		
義務教育 等教員特 別手当	義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部に勤務する教育職員に支給。 ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額 (2,000円～8,000円)		
農林漁業 普及指導 手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給。 ・給料月額×8%		
宿日直手 当	正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給。 管理当直(庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務) ・通常勤務1回につき 4,200円 業務当直(学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等) ・通常勤務1回につき 2,550円～7,200円	同じ	
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給。 ・勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	

夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間数	同じ	
休日勤務 手当	休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員に対し支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×100分の135×勤務時間数	同じ	
寒冷地手 当	一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し支給。 ・7,360円～26,380円	同じ	
災害派遣 手当等	災害対策基本法に規定する応急対策又は災害復旧のために県に派遣された者が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要する場合等に支給される。 ・期間中1日につき 3,970円～6,620円		

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

知事等の特別職の報酬等については、(1) の のとおり減額措置を講じており、下記は減額後の報酬等です。

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	938,000円	
	副 知 事	848,000円	
報 酬	議 長	816,000円	
	副 議 長	736,000円	
	議 員	680,000円	
期 末 手 当	知 事	(22年度支給割合)	
	副 知 事	3.90 月分	
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)	
	副 議 長	3.90 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の63	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×100分の45	任期毎

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

・平成 23 年 4 月 1 日現在における職員（看護師等の交替制勤務職員、学校教員、警察官等を除く一般の事務職員）の勤務時間その他の勤務条件の概要です。

(1) 勤務時間

(1) 週休日及び勤務時間の割振り

勤務時間

1 週間当たり（週平均）38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分

8 : 30 ~ 17 : 15

休憩時間

12 : 00 ~ 13 : 00

(*) 休憩時間は、職務専念義務から完全に解放される自由な時間で、その間の給与は支給されません。

週休日

日曜日及び土曜日

(*) 週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいいます。

(2) 休日

休日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始の休日（12 月 29 日から 12 月 31 日までの日、1 月 2 日及び 1 月 3 日）

(*) 休日とは、正規の勤務時間が割り振られているが、原則職務専念義務が免除される日をいいます。

(2) 休暇

(1) 休暇の種類

休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(2) 年次休暇

意義及び性格

利用目的のいかんにかかわらず保障される有給休暇

付与日数

1 年（1 暦年）ごとに 20 日（20 日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越し可）

(*) 年の中途における新規採用職員等の付与日数は、その年の在職期間に応じて定められます。

(3) 病気休暇

意義及び性格

負傷又は疾病のために勤務できない職員に対し、医師の証明書等に基づき、治療に専念させる目的で勤務しないことが相当と認められる場合の有給休暇

付与期間

公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合

その療養に必要と認められる期間

結核性疾患の場合

1 年の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

妊娠に起因する疾病の場合

6 月の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

前 3 号に掲げる場合以外の負傷又は疾病の場合

90 日の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

(4) 特別休暇

意義及び性格

職員が私生活上ないし社会生活上の事由により勤務しないことが道義上、社会慣習上真にやむを得ないと認められる場合の有給休暇

代表的な特別休暇と付与期間

結婚の場合	7日以内
出産の場合	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)・産後8週間以内
親族の死亡の場合	配偶者：10日以内、父母：7日以内、子：5日以内 等
夏期休暇	6月から9月の間に原則連続する4日(1日ごとに分割取得も可)
骨髄提供の場合	その都度必要と認める日又は時間
ボランティア参加の場合	1年に5日以内(＊)
官公署へ出頭の場合	その都度必要と認める時間

(＊)東日本大震災に関する災害救援活動等を行う場合については、平成23年(暦年)中に限り、通常5日のところを7日とします。

(5) 介護休暇

意義及び性格

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の無給休暇

付与期間

連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(6) 組合休暇

意義及び性格

職員団体の執行機関、議決機関等の構成員として当該機関の業務に従事する場合の無給休暇

付与期間

1暦年において30日以内

(3) 育児休業等

(1) 育児休業

意義及び性格

3歳に満たない子を養育する職員に対し、その身分を保有したまま、職務に従事せず育児に専念できる制度です。給料は支給されません。

取得可能期間

当該育児休業に係る子が3歳に達する日まで

(2) 部分休業

意義及び性格

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立を図る制度です。休業時間中給料は支給されません。

取得可能期間及び時間

期間：部分休業により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

時間：勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲

(3) 育児短時間勤務

意義及び性格

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備を図るため、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する一般職の職員(非常勤職員等は対象としない。)が、の勤務形態により勤務することが認められる制度です。給料は勤務時間に応じて減額されます。

取得可能期間

期間：育児短時間勤務により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

勤務形態(4種類)

- ・月～金に各3時間55分(週19時間35分)
- ・月～金に各4時間55分(週24時間35分)
- ・月～金のうちの3日を各7時間45分(週23時間15分)
- ・月～金のうちの2日を各7時間45分+1日を3時間55分(週19時間25分)

(4) 修学部分休業

意義及び性格

大学等での修学のため、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資する場合に認められる制度です。

取得可能期間及び時間

期間：2年を超えない期間

時間：1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で必要とされる時間

4 分限及び懲戒処分の状況

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に、分限及び懲戒処分を受けた職員数、処分の内容等について集計を行いました。

(1) 分限処分

処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績が良くない場合（地方公務員法(以下「法」)第 28 条第 1 項第 1 号)						
心身の故障の場合（法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号)			3 6 4		3 6 4	
職に必要な適格性を欠く場合（法第 28 条第 1 項第 3 号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第 28 条第 1 項第 4 号)						
刑事事件に関し起訴された場合（法第 28 条第 2 項第 2 号)						
条例に定める事由による場合（法第 27 条第 2 項)						
合 計			3 6 4		3 6 4	
法第 28 条第 4 項により失職した者						

休職者数

(単位：人)

区 分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数	当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数	合 計
心身の故障の場合（法第 28 条第 2 項第 1 号)	1 7 2	9	1 8 1
刑事事件に関し起訴された場合（法第 28 条第 2 項第 2 号)			
条例で定める事由による場合（法第 27 条第 2 項)			
合 計	1 7 2	9	1 8 1

(2) 懲戒処分

処分事由別懲戒処分者数

(単位 : 人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	3	4	2		9	139
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合(法第29条第1項第2号)	3			2	5	33
全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)			1		1	3
合 計	6	4	3	2	15	175

行為別懲戒処分者数

(単位 : 人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
給与・任用関係						
一般服務違反関係	3	4		1	8	26
一般非行関係			3	1	4	3
収賄等関係						
道交法違反	2				2	133
管理・監督責任	1				1	13
合 計	6	4	3	2	15	175

知事部局、教育委員会及び公安委員会等を合わせて集計しています。

同一の者が複数回にわたって分限処分または懲戒処分が付された場合は、その数を重複して集計しています。

休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして集計しています。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の労働者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市町村教育委員会がそのサービスを監督すると定められています。

さらに、岐阜県職員サービス規程、岐阜県職員倫理規程及び岐阜県職員倫理憲章を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を定めるとともに、職員の職務に利害関係がある事業者及び個人との接触に当たっての禁止事項等を定めています。

なお、教育委員会、警察本部においても同様の規程を制定しています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 任命権者別の研修の概要

平成 22 年度の任命権者別の研修の概要は次のとおりです。

知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー、国際情報科学芸術アカデミー

職員研修所研修

職員研修機関である職員研修所が実施する幅広い研修

所属機関研修

職務研修

全庁で実施される業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や、効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、全庁の担当職員等を対象に担当部局が実施する研修

部局研修

部局における業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や、効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、各部局内の担当職員等を対象に実施する研修

職場研修

各職場における業務の遂行過程を通して、職務上必要な知識、技能等の習得や県職員としての資質形成等を図るために、職員が勤務している職場内において実施する研修

派遣研修

国、民間企業、大学院、海外等に派遣して、幅広い能力開発を図るための研修

教育委員会

総合教育センター研修

職員研修機関である総合教育センターが実施する幅広い研修(経験年数や職務に応じた研修、専門研修等)

派遣研修

独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、民間企業、海外教育機関等に派遣して、資質や専門性の向上を図る研修

校内研修

各学校が学校の中で抱えているそれぞれの課題に対応した内容で独自のカリキュラムを策定して実施する研修

警察本部

学校教養

岐阜県警察学校、管区警察学校、警察大学校その他の教育機関において行う教養訓練

職場教養

警察職員が職務を執行しながら修得すべき内容について、日常的に職場において行う教養訓練

(2) 研修・教育機関における研修の実施状況

平成 22 年度の研修・教育機関における研修の実施状況は次のとおりです。

岐阜県職員研修所

課程	講座数	修了者数
階層別研修（各階層への昇任時等を実施する研修）	11	1,014
特別研修（能力の開発向上を目指した研修等）	38	715

岐阜県総合教育センター

課程	講座数	修了者数
経験年数に応じた講座	29	1,839
職務に応じた講座	13	560
専門研修（専門性を高める講座、情報教育関連講座、体験学習関連講座）	158	3,637
特別講座（講演会、フォーラム等）	2	216

岐阜県警察学校等

実施機関	課程	修了者数
岐阜県警察学校	初任科	104
	初任補修科	126
	巡査部長任用科	19
	警部補任用科	11
	部門別任用科	74
	専科	612
	一般職員初任科	14
管区警察学校	巡査部長任用科	98
	警部補任用科	64
	警部任用科	8
	専科	35
	主任任用科	3
	係長任用科	7
警察大学校	警部任用科	26
	専科	33
	指定職種任用科	6
	教官養成科	7
	術科指導者養成科	1
	研究科	4
	警察運営科	8
	課長補佐任用科	0
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	1
	捜査幹部養成科	1
国際警察センター	捜査実務研修科	3
	語学研修科	4

(3) 勤務成績の評定

知事部局においては、地方公務員法第 40 条第 1 項（勤務成績の評定）の規定に基づき、「岐阜県職員勤務評定実施要綱」を制定し、職員の勤務評定を昭和 47 年から実施しています。教育委員会、公安委員会においても実施要綱を制定し、知事部局とほぼ同様の勤務評定をそれぞれ実施しています。

勤務評定の概要

評定基準日 毎年 10 月 1 日

被評定者 知事部局及び労働委員会の事務局に常時勤務する課長補佐級以下の職員

評定者 所属ごとに評定者を区分

【例】本庁課（主任級）の場合
第一次評定者 担当総括
最終評定者 課長

評定区分 職員を職区分ごとに分類して評定（「課長補佐相当職、主査相当職、主任相当職、課長補佐・主査・主任以外の職、技能職員等」5 区分に分類）

評定基準 それぞれの職区分ごとに必要とされる要素を設定

【例】課長補佐級の評定要素

- ・ 県政の方針の理解度
- ・ 実績（「課題の解決」「指示事項や主体的な取組事項に対する達成度」「経営感覚・業務改善」「スピード」「正確性」「計画性・合理性」）
- ・ 能力（「統率力・指導力」「情報収集・折衝力」「企画力・立案力」「判断力」）
- ・ 態度（「積極性」「責任感」）

7 福祉及び利益の保護の状況について

(1) 公務災害の認定状況

公務に起因する災害及び通勤災害について、平成 22 年度において以下のとおり認定しました。
 なお、補償については、職員は地方公務員災害補償基金が行い、条例職員（県議会議員、その他の非常勤職員）については、県が行っています。

単位：人

区 分	職 員	条例職員
知事	30	1
議会	0	0
選挙管理委員会	0	0
教育委員会	140	0
監査委員	0	0
警察本部	59	0
人事委員会	0	0
国際園芸アカデミー	0	0
森林文化アカデミー	0	0
国際情報科学芸術アカデミー	0	0
合 計	229	1

(2) 健康管理事業の実施状況

労働安全衛生法に基づき職員（非常勤職員を含む）の定期健康診断を実施するとともに、結核予防法に基づく健康診断及び法令に定める特殊業務（有害要因を取り扱う業務等）に従事する職員に対して所定の健康診断を実施しました。

なお、平成 5 年度から、30 歳以上の希望職員に対して、また平成 22 年度からは 30 歳代偶数年齢及び 40 歳代以上の希望職員に対して、人間ドックを定期健康診断に位置づけて実施しています。

単位：人

区 分	一般定期健康診断	人間ドック	結核精密健康診断	特殊業務従事者健康診断
知事	1,885	2,914	0	518
議会	10	22	0	0
選挙管理委員会	1	3	0	0
教育委員会	2,462	3,752	2	0
監査委員	6	18	0	0
警察本部	1,373	2,489	0	1,295
人事委員会	7	5	0	0
国際園芸アカデミー	6	18	0	0
森林文化アカデミー	10	16	0	0
国際情報科学芸術アカデミー	4	8	0	0
合 計	5,764	9,245	2	1,813

(3) 恩給及び退隠料支出の状況

昭和 37 年の共済組合制度発足前に退職した職員及び遺族に対して、恩給（国任命職員）及び退隠料（県任命職員）を支給しました。

単位：人

区 分	恩給	恩給扶助料	退隠料	退隠料遺族扶助料
知事	3	36	3	10
教育委員会	40	158	3	7
警察本部	37	139	0	0
合 計	80	333	6	17

(4) 利益の保護の状況

職員の利益については、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分についての不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求制度は、職員が、勤務条件の改善を図るため、適当な措置が執られるよう、人事委員会に対して要求できる制度です。

不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立て制度は、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対してその処分の是正を要求できる制度です。

なお、実際に職員から不服申立てがあった場合、人事委員会はその内容を審査し、処分の修正、取消し、あるいは、承認を行います。

二 人事委員会の業務の状況

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告 (平成 22 年 10 月)

給与勧告の骨子

- 月例給 民間従業員の給与が職員の給与を下回る較差 (0.18%) を解消するため引下げ改定
- 特別給 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (0.2 月分)
- 自宅に係る住居手当の廃止

民間給与との比較

月例給

民間給与が職員給与 (行政職) を 1 人当たり平均 684 円 (0.18%) 下回っていた。

< 調査結果 >

民間の給与 (A)	県 (B)	較 差 (A) - (B)
376,380 円	減額措置前 377,064 円	684 円 (0.18%)
	(参考)減額措置後 352,385 円	23,995 円 (6.81%)

減額措置...岐阜県職員の給与の特例に関する条例 (平成 21 年岐阜県条例第 42 号) による減額措置

特別給

民間のボーナス支給月数 (年間 3.97 月) は、職員の期末・勤勉手当 (ボーナス) の支給月数 (年間 4.15 月) を 0.18 月下回っていた。

< 調査結果 >

民間の支給割合 (A)	3.97 月
職員の支給月数 (B)	4.15 月
較差 (A) - (B)	0.18 月

改定内容

給料表

給料表の水準引下げ

- ・国家公務員の俸給表の改定に準じて引下げ改定
- ・医療職給料表 (一) は引下げなし

諸手当

期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うように 0.2 月分引下げ、3.95 月分とする。

実施時期等

- ・速やかに実施
- ・平成 23 年度以降の期末・勤勉手当の改定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施
- ・平成 22 年 4 月からこの改定の実施の日の属する日の前日までの期間に係る公民較差相当分を 12 月期の期末手当の額で減額調整

給与構造改革

- ・ 地域手当制度の完成 (平成 22 年度)
- ・ 勤務実績の給与への反映
- ・ 高齢層職員の給与の見直し
- ・ 時間外勤務手当の積算基礎に係る所要の措置を講ずる (平成 23 年度から)

(2) 公務運営の改善等に関する報告 (平成 22 年 10 月)

- ・ 人材の確保と活用
多彩で有為な人材の確保 人事評価制度の整備 女性職員の積極的な登用
高齢期の雇用の確保
- ・ 勤務環境の整備
家庭生活と職業生活の両立支援 時間外勤務の縮減 職員の健康管理

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況 (平成 22 年度)

試験区分	実施月日 (2 次試験)	確定 年月日	職 種	申込者数	受験者数 (A)	第 1 次合格	第 2 次受験	最終合格者 (B)	採用見込数	競争率 (A/B)
大学 卒 程 度	6/27 (7/21 ~ 8/5)	8/19	行 政	443(156)	306(102)	54 (17)	49 (15)	16 (9)	10人程度	19.1
			行政 (福祉)	33(15)	26(12)	9 (6)	8 (5)	2 (2)	若干人	13.0
			警 察 行 政	109(47)	76(31)	28 (10)	20 (7)	7 (4)	5人程度	10.9
			農 学	20(6)	13(4)	4 (1)	3 (1)	1 (0)	若干人	13.0
			森 林 科 学	14(3)	11(2)	4 (2)	4 (2)	1 (1)	若干人	11.0
			土 木	32(2)	23(1)	12 (1)	11 (1)	3 (1)	若干人	7.7
			農 業 土 木	9(0)	7(0)	4 (0)	4 (0)	1 (0)	若干人	7.0
			電 気	20(0)	15(0)	7 (0)	7 (0)	3 (0)	若干人	5.0
			機 械	11(0)	5(0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	若干人	5.0
			計	691(229)	482(152)	124 (37)	108 (31)	35 (17)	-	13.8
修 士	6/27 (7/23)	8/19	機 械	12(1)	9(1)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	若干人	9.0
			計	12(1)	9(1)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	-	9.0
資 格 免 許 職	6/27(8/4,5)	8/19	薬 剤 師	7(3)	4(2)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	若干人	1.3
			臨床検査技師	()	()	()	()	()		
			診療放射線技師	()	()	()	()	()		
			臨床工学技士	()	()	()	()	()		
			司 書	()	()	()	()	()		
			栄 養 士	()	()	()	()	()		
			計	7(3)	4(2)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	-	1.3
短 高 卒	9/26 (11/1,4)	11/24	事 務	60(36)	50(29)	8 (2)	7 (1)	3 (1)	若干人	16.7
			警 察 事 務	59(46)	52(42)	16 (13)	14 (12)	4 (3)	若干人	13.0
			農 業	4(2)	4(2)	3 (1)	2 (1)	1 (0)	若干人	4.0
			林 業	8(2)	8(2)	3 (1)	3 (1)	1 (0)	若干人	8.0
			計	131(86)	114(75)	30 (17)	26 (15)	9 (4)	-	12.7
警 察 官	5/9 (6/21 ~ 6/30)	7/22	警察官 A (男性)	249()	210()	151 ()	128 ()	29 ()	35人程度	7.2
			警察官 A (男性)	397()	328()	224 ()	182 ()	56 ()	60人程度	5.9
			警察官 A (女性)	77(77)	54(54)	18 (18)	12 (12)	5 (5)	若干人	10.8
	9/19 (10/19 ~ 27)	11/24	警察官 B (男性)	387()	267()	188 ()	167 ()	49 ()	50人程度	5.4
			警察官 B (女性)	97(97)	51(51)	20 (20)	17 (17)	5 (5)	若干人	10.2
			計	1,207(174)	910(105)	601 (38)	506 (29)	144 (10)	-	6.3
少 年 補 導 学 校 事 務	9/26 (10/29,11/2)	11/24	少年補導職員	26(13)	15(7)	8 (3)	7 (2)	1 (0)	若干人	15.0
			小中学校事務職員	195(114)	145(79)	62 (30)	56 (25)	24 (15)	20人程度	6.0
身 障 対 象	6/27 (7/23)	8/19	行 政	3(2)	2(1)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	若干人	-
			9/26 (11/5)	11/24	事 務	1(1)	1(1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
合 計				2,273 (623)	1,682(423)	835 (128)	712(105)	218 (48)	-	7.7

注 : () 内は、女性で内数

(2) 採用選考の状況 (平成 22 年度)

職又は職種	任命権者	知 事	教 委	警 察	計
部 長 相 当 職		1			1
次 長 相 当 職		1 [1]	[1]		1 [2]
課 長 相 当 職		6 [16]	[8]		6 [24]
課 長 補 佐 相 当 職		1 [18]	[32]		1 [50]
係長相当職(7条5の2号、8号及び9号以外)		2 [21]	[5]	[2]	2 [28]
主 任 相 当 職		2 [10]	[4]	[1]	2 [15]
主事・技師(7条5の2号、8号及び9号以外)		1 [3]			1 [3]
実 科 指 導 員				3	3
獣 医 師		9			9
保 育 士		4			4
育 休 任 期 付		3			3
学 芸 員					
鑑定業務に従事する職				1	1
警 視				3	3
警 部				7	7
警 部 補				3	3
巡 査 部 長				4	4
巡 査				2	2
計		3 0 [69]	[50]	2 3 [3]	5 3 [122]

(注) ・この表には、任用規則第 47 条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

・ []内の数字は、異種の職への異動で外数です。

(3) 昇任選考の状況 (平成 22 年度)

職又は職種	任命権者	知 事	教 委	警 察	計
部 長 相 当 職		7	1		8
次 長 相 当 職		1 7	3		2 0
課 長 相 当 職		6 8	7	4	7 9
課 長 補 佐 相 当 職					
係 長 相 当 職					
主 任 相 当 職					
主 事 相 当 職					
警 視				2 0	2 0
警 部				3	3
警 部 補				5	5
計		9 2	1 1	3 2	1 3 5

(注) この表には、任用規則第 47 条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成 21 年度末の 係 属 件 数	平成 22 年度中の 新 規 要 求 件 数	平成 22 年度中の 処 理 件 数	平成 23 年度への 繰 越 件 数
措 置 要 求	0	0	0	0

4 不利益処分についての不服申立ての状況

	平成 21 年度末の 係 属 件 数	平成 22 年度中の 新 規 申 立 て 件 数	平成 22 年度中の 処 理 件 数	平成 23 年度への 繰 越 件 数
不 服 申 立 て	1 , 9 1 0	0	1	1 , 9 0 9

平成二十三年九月三十日発行

発 行 者

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ
―
ブイ・アール・テクノセンター